

# 国民健康保険から

8月1日から

70～74歳の国民健康保

高齢受給者証が  
新しくなります

險の高齢受給者証をお  
持ちの方で、

国民健康保険に加入されている方で  
70歳～74歳までの方がお持ちの高齢受  
給者証は、毎年8月に更新されます。  
8月からは、新しい受給者証を使用し  
てください。

◎新しい高齢受給者証は？

《負担割合が変わらない方》

7月末頃に新しい受給者証を郵送  
で送ります。（ご確認をお願いします。）

《負担割合が変わる方》

役場窓口で、古い受給者証と交換  
しますので、お手数ですが、窓口ま  
でお越しください。

◎負担割合は…何が基準？

7月まで→前々年（平成18年）の所  
得で判定

8月から→前年（平成19年）の所得  
で判定

年収が520万円未満の方  
長寿医療制度へ移られた方も含めた

## 国民健康保険税の お支払い方法の変更について

国民健康保険税について、本年4月より年金からお支払いいただいている方、又は本年10月より年金からお支払いいただく予定となっている方のうち、以下の①及び②のいずれの要件も満たす方は、金融機関において口座振替の手続きを行った後に税務課の窓口へお申し出いただることにより、保険税を口座振替によりお支払いいただくことが可能となります。

- ①これまで、保険税を滞納することなく納めている方。
- ②これから保険税を、口座振替により納めていただける方。

お申し出は、8月8日までにお願いします。

税務課の窓口にお申し出いただいた後、速やかに10月分の年金からのお支払いを中止する手続きを行いますが、8月8日を過ぎてお申し出いただいた場合は、10月分の中止手続きに間に合いませんので、お申し出いただく時期により12月分以降の年金から中止させていただきます。ご了承下さい。

このお知らせに関するお問い合わせは、

税務課まで ☎ 66-3404 本庁舎  
☎ 64-4835 分庁舎

限度額認定証または限度額認定・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

現在お持ちの限度額認定証、限度額認定・標準負担額減額認定証の有効期限は、平成20年7月31日となつてあります。

引き続き限度額認定証等の交付を受けたい場合には、8月中旬に、役場住民課にて申請の手続きをとつてください。

住民課にて申請の手続きをとつてください。

問合せ先…役場住民課国保係 (☎ 66-3405)

## 特定健診・保健指導



part 3

今回は次の2点です。

### 問

**健診を受けないとどうなるの  
ですか。**

### 答

何よりもまず、ご自身の健康状態がわかりません。気がつかずに病気が重症化してしまう可能性もあります。病気が重症化してしまったことで、医療費の負担がご家庭にも、南部町の国保全体にもかかることになります。何よりも、大事な健康を損ねることで生活のものに支障をきたしてしまったりになります。

また、法律により健康保険に対して健診の受診率の向上が義務付けられ、平成25年までに特定健診（40歳～74歳対象）の受診率が一定以上にならない場合、後期高齢者医療費に対する国保税からの支援額に負担増が課されることがあります。

となりました。また、逆に高い受診率になれば、負担は少なくなります。今後は、なるべく皆様が受診しやすいように実施方法などを計画してまいりますので、近い将来のために、健診は必ず受けようとして下さい。

### 問

**特定保健指導つじじとはど  
うやるのでしょうか。**

### 答

特定健診の結果から、「積極的支援」「動機付け支援」「情報提供」の3つの指導レベルに分けられます。

### 「積極的支援」…

健診の結果から、メタボリックシンドromeの症状が複数見られた方に對して、継続してできそうな運動や、食事内容などの見直しを保健師や栄養士と一緒に、健康な身体に戻すための支援プログラムを6ヶ月間実施いたします。

### 「動機付け支援」…

健診の結果、特にメタボリックシンドromeの兆候がみられなかつた方に対しても、今後も体調を維持した方が確認することができます。

### 「情報提供」…

健診の結果、特にメタボリックシンドromeの兆候がみられなかつた方に対しても、今後も体調を維持した方が確認することができます。

していただきために役立つ情報を提供させていただきます。

なお、病院等で血圧や糖尿病などの治療を受けて薬を貰っている方は、医療機関の管理のもので指導が実施されているため、この支援の対象にはなりません。

\*被扶養者（家族の方）は「受診券」を確認してください。

受診券があつても、健康保険に於ては集合契約に入らずに、町の健診会場で受けられない場合がありますので、保険者（〇〇健康保険組合等）または勤務先に確認してください。

種別	保 険 者 名	問合せ先
国保	南部町国民健康保険	0556-66-3405 0556-64-4836
医師国保	山梨県医師国保組合	055-222-0003
建設国保	中央建設国民健康保険組合山梨支部	055-232-8845
社会保険	山梨県社会保険事務局 または 社会保険健康事業団山梨県支部	055-231-8778 055-224-3341
健康保険組合	山梨中央銀行健康保険組合	055-224-1138
	山梨交通健康保険組合	055-223-0807
	山梨県自動車販売整備健康保険組合	055-263-1651
	シチズン山梨健康保険組合	0555-23-6488
	山日ワイビーエス健康保険組合	055-231-3088
	東京電力山梨支部	055-270-2175
	甲信越しんきん山梨支部	055-228-5943
	甲信越信用組合山梨支部	055-232-5848
	山梨連合会事務局	055-230-2027
共済組合	山梨地区共済組合連絡協議会	055-223-1745

○県外の健康保険など、ここに記載されていない健康保険については、保険証に記載してある電話番号へお問合せください。